

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第二十号

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例

聖籠町手数料条例（平成十二年聖籠町条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）中

租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査		800円
身分、職業に関する証明手数料	1件につき	150円
印鑑登録証及び印鑑登録証明書 の 交付手数料	1件につき	150円
資産、所得及び納税証明手数料	1件につき	150円
土地、建物に関する証明手数料	(1) 土地は5筆までは150円、6筆以上は1筆を増やす毎に20円 (2) 建物は5棟までは150円、6棟以上は1棟を増やす毎に20円	
公課に関する証明手数料	1件につき	150円
聖籠町に住所を有する者に関する 住民票に関する証明、閲覧手数料	1件又は1枚につき150円。ただし、世帯全員の写については5人まで150円、5人を超えるときは300円を徴収するものとする。	

租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 41 条各号又は第 42 条第 1 項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1,000 円
身分、職業に関する証明手数料	1 件につき 200 円
印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付手数料	1 件につき 200 円
資産、所得及び納税証明手数料	1 件につき 200 円
土地、建物に関する証明手数料	(1) 土地は 5 筆までは 200 円、6 筆以上は 1 筆を増やす毎に 20 円 (2) 建物は 5 棟までは 200 円、6 棟以上は 1 棟を増やす毎に 20 円
公課に関する証明手数料	1 件につき 200 円
聖籠町に住所を有する者に関する住民票に関する証明、閲覧手数料	1 件につき 200 円

農業委員会の所管する農地関係各種証明書の交付手数料	1 件につき 150 円。ただし、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)の許可申請事務等の一環で必要と認められる場合は除く。
公簿、図面に関する証明、閲覧手数料	1 件につき 150 円

農業委員会の所管する農地関係各種証明書の交付手数料	1件につき 200 円。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)の許認可申請事務等の一環で必要と認められる場合は除く。
公簿、図面に関する証明、閲覧手数料	1件につき 200 円

に、

前各号以外の証明又は經由文書で町長の認証を要するもの	1件につき 150 円
----------------------------	-------------

を

前各号以外の証明又は經由文書で町長の認証を要するもの	1件につき 200 円
----------------------------	-------------

に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。